

福井大学工業会東海支部会則

改定 平成21年6月7日

制定 平成10年4月1日

- 第1条 本会は、福井大学工業会東海支部と称する。
- 第2条 本会は、母校ならびに本部との連絡を密接にし、会員相互の親睦を図り、その地区の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、本部を支部長の下に置く。
- 第4条 会則の改廃は総会の決議を得なければならない。
- 第5条 会則施行に関する催促は理事会の決議により定める。
- 第6条 本会の会員は東海地区に在住、または勤務する福井大学工業会会員とする。
- 第7条 東海支部は次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名
顧問	数名

第7条1項 役員は以下の順で持ち回りとする。

	H22, 23	H24, 25	H26, 27	H28, 29	H20, 21
支部長	建築系	機械系	電気、応物系	繊維系	染料、工化系
副支部長	染料、工化系	建築系	機械系	電気、応物系	繊維系
常任理事	機械系 建築系	電気、応物系 機械系	繊維系 電気、応物系	染料、工化系 繊維系	建築系 染料、工化系
理事	—	—	—	—	—
監事	機械系 染料、工化系	電気、応物系 建築系	繊維系 機械系	染料、工化系 電気、応物系	建築系 繊維系
顧問	前年度までの支部長経験者				

第7条2項 学科の括りは以下の通りとする。

- 建築系 … 建築、建設、環境設計、建築建設工学科
- 繊維系 … 繊維、繊維工学、高分子工学、材料化学、材料開発工学科
ファイバーアメニティ工学
- 機械系 … 機械、産業機械、機械工学科
- 染料・工化系 … 繊維染料、工業化学、応用反応化学、生物化学工学、生物応用化学科
- 電気・応物系 … 電気、電子、電気電子工学科
応用物理、物理工学科
情報工学、情報メディア工学科
知能システム工学、原子力エネルギー安全工学

第8条 理事及び監事は支部総会において選出する。

第9条 本会に顧問を置くことができ、支部総会において推薦する

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 役員に欠員を生じたときは、理事会の推薦により補充することができる。
補充新任者の任期は前任者の残期間とする。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。
支部長は本会を代表し、会務を統括し副支部長は支部長を補佐する。
常任理事は会務を常時処理し、支部長を補佐する。
理事は会務を処理する。
監事は会務を監査する。
顧問は会務に関し、随時、支部長及び理事会の諮問に応じる。

第13条 本会の会議は、支部総会及び理事会とする。

第14条 支部総会は年1回定期に開催し、支部長が議長となり次の事項を報告ならびに審議
決定する。尚、開催は地区内とする。

1. 会務の報告
2. 会計の報告
3. 会則の制定改廃に関する事項
4. その他の事項

第15条 理事会は支部長が随時招集し、支部長が議長となり次の事項を審議決定する。

監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

1. 支部総会の開催日時・場所の決定
2. 支部総会に提出する議案の作成
3. 施行細則の制定改廃に関する事項
4. その他の事項

第16条 支部総会は会員30名以上の出席をもって成立し、決議は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第17条 理事会の決議は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第18条 本会の経費は福井大学工業会の補助金並びに理事会の決議にもとづく徴収金または寄付金をもってあてる。

第19条 本会の年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

改定履歴

第一回改定 平成11年4月1日：第7条1、2項追加

第二回改定 平成12年4月1日：第7条1、2項修正

第三回改定 平成16年6月6日：第7条2項修正

第四回改定 平成21年6月7日：第7条1、2項修正および追加